

瀬戸市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 1 8 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 5 号

瀬戸市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和 3 9 年瀬戸市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 3 学歴免許等資格区分表（第 4 条第 3 項及び第 6 条第 2 項関係）			別表第 3 学歴免許等資格区分表（第 4 条第 3 項及び第 6 条第 2 項関係）		
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分		基準学歴区分	学歴区分	
<省略>			<省略>		
2 短大卒	(1) 短大 3 卒	ア 学校教育法による 3 年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限 3 年の前期課程の修了 イからエまで <省略>	2 短大卒	(1) 短大 3 卒	ア 学校教育法による 3 年制の短期大学の卒業 イからエまで <省略>
	(2) 短大 2 卒	ア 学校教育法による 2 年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限 2 年の前期課程の修了		(2) 短大 2 卒	ア 学校教育法による 2 年制の短期大学の卒業

	イからカまで <省略> >		イからカまで <省略> >
<省略> >	<省略>	<省略> >	<省略>
<省略>		<省略>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。